

ID: 80

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町立武道館の設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成6年条例第4号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の減免及び返還) 第9条 町長は、施設の使用が公用又は公益上必要と認めるものについては、その使用料を減免することができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日